

## 第 5 5 号議案

ふじみ野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

ふじみ野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成 26 年ふじみ野市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「指定都市」の次に「若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の  
中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後のふじみ野市放課後児童健全育成事  
業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適  
用する。

令和 2 年 6 月 1 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令  
(令和 2 年厚生労働省令第 21 号)の施行に伴い、条文を整備するため、ふじ  
み野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一  
部を改正したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項  
第 1 号の規定により、この案を提出するものである。